

12 国土交通省 構造改革特区第24次 再検討要請回答

管理コード	120010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』における「視覚障害者誘導用設備」への「誘導マット等」の記載	都道府県 提案事項管理番号	島根県 1010010
提案主体名	トーワ株式会社		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成24年)』 P2-153 視覚障害者誘導用設備 P2-158 情報伝達設備

制度の現状	<p>『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成24年)』において、以下の記載がある。</p> <p>(P2-153)</p> <p>2. 13H. 1 視覚障害者誘導用設備</p> <p>(1) 視覚障害者誘導用ブロック等の形状・色</p> <p>① 形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251(視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列)による形状のものを使用する。 <p>(P2-158)</p> <p>2. 13. I. 1 情報伝達設備</p> <p>案内表示や視覚障害者に対する視覚障害者誘導用ブロック等以外にも、下記のような音声や画像・光・振動による情報伝達設備がある。施設用途や規模など必要に応じて設置することが有効である。</p>
-------	---

求める措置の具体的な内容	<p>「視覚障害者誘導用ブロック又は誘導マット等」の記述、若しくは、その他の方法としての「誘導マット等」の記述(若しくは事例として掲載)をすることで選択肢が増え、建物内部においてユニバーサルデザインを重視した誘導路の整備が実現できると共に、誘導ブロックでの車椅子や高齢者等による「つまづきの原因、通行の支障」が解消できる。</p> <p>以上のことから、建物内部でのバリアフリー化促進の為、関係法令の整備を求める。</p>
具体的な事業の実施内容・提案理由	<p>高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の1. 2. (4)並びに2-13H. 1には視覚障害者への案内として視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を行うとある。</p> <p>この「視覚障害者誘導用ブロック等」の「等」について現状の法令では定義が無い為、JIS規格の誘導ブロック(線状ブロック、点状ブロック)以外は認められていないと認識されている。2</p>

－13H. 1の一部に施設の用途では手すり音声を併用または代替するとあるが、それ以外の誘導装置については言及されていない。また視覚障害者誘導用ブロック等以外の方法として、2－13I. 1に記載されているが、音声装置の説明しか記載されておらず「以外の方法」としては音声装置しかないという誤解を与えている。

以上により誘導ブロック以外の方法としての誘導マット等の導入が阻害されている。

2－13H. 1に記述のある通り、視覚障害者用誘導ブロックは、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとって通行の支障になる場合があり、施設の用途によっては、視覚障害者用誘導ブロックに限定しない施設整備が求められる場合もある。

視覚障害者だけでなく、車いす使用者や高齢者等に対しても配慮することがバリアフリーであり、例えば、凹凸の無い誘導マットが普及することにより、今まで誘導路(誘導ブロック)を導入できなかった屋内部分への整備を促進し、安全に視覚障害者の誘導が出来るとともに、「つまづきの原因、通行の支障」を解消し、すべての人にやさしいまちづくりへの貢献が出来る。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
今回ご提案の誘導マットについては、現状の制度において建築物内に敷設することが可能です。			
「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」は、バリアフリー法の具体的な運用や建築物の整備にあたってのバリアフリー設計の考え方や基準の適用方法、優れた設計事例などを紹介するツールとして作成されたガイドラインであり、法的拘束力はありません。			
また、視覚障害者誘導用ブロック等の一実例として広く一般に敷設されている日本工業規格に規格されている視覚障害者誘導ブロックを記載しております。また、本設計標準において、 (P2-2) 高齢者、障害者等の対応の考え方 15 行目 ・本設計標準は建築物のバリアフリー化に共通的な考え方と目標を示したものであるが、(中略)利用や用途の特性を十分に検討し、設計標準を画一的に運用することがないよう努める。 (P2-5) すべての人に使いやすい建築計画の手順 28 行目 ・設計標準に掲げられている対応がすべてではなく、地域や施設毎に設計者が工夫しなければならない場合も多く存在する。			
と記載しており、本設計標準に記載されていないという理由で今回ご提案の誘導マットを建築物に敷設することを阻害するものではなく、他の方法も認めております。			
なお、視覚障害者誘導用設備の「その他の方法」については、音声、画像・光・振動といった手法を紹介しているものであり、本建築設計標準に個別の商品については掲載しておりません。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見
「(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準)2. 13H.1 視覚障害者誘導

用設備(1)視覚障害者誘導用ブロック等の形状・色」において『線状突起のある「線状ブロック等」』と記載があり、線状突起のあるもののみが「線状ブロック等」と認識されており、「誘導用ブロック等」の「等」が理解されていないのが現状である。「等」についての定義「誘導ブロックによらない、質感や輝度比等を活用した誘導路」を明示いただきたい。過去、この件について自治体等より関係省庁へ問合せを行った際、「誘導ブロック以外は認めない」旨の返答もあり、担当者により返答の一貫性が無い事から、関係省庁内での周知実施を願いたい。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
建築物内において、視覚障害者の移動を円滑にするための誘導方法は、視覚障害者誘導用ブロックによる誘導と音声その他の方法による誘導があります。高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行令第 21 条第 2 項第一号にも「視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害を誘導する設備を設けること。」と規定されており、ご提案の誘導マットによる誘導は、「音声その他の方法」による誘導に属すると考えます。			
現行の制度においても、建築物に設ける視覚障害者誘導用設備は「誘導ブロック」以外のものであっても、誘導の有効性が確認された誘導用設備であれば設置することができる旨、関係省内に周知することとします。			